平成２４年（フ）第２７号
東京都練馬区貫井２丁目14番21号　メゾン望月305
破産者　小林　一三
1　決定年月日　平成24年11月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
旭川地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第３３２号
北海道稚内市緑２丁目２番23号　北電社宅
破産者　横山　晃裕
1　決定年月日　平成24年11月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
旭川地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第１５６号
青森県東津軽郡平内町大字薬師野字川添３番地３
破産者　中新田　徹
1　決定年月日　平成24年11月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第１９９号
群馬県高崎市剣崎町201番地45　エイムハイツ103号
破産者　櫻井　隆男
1　決定年月日　平成24年11月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所高崎支部

平成２４年（フ）第４４４号
静岡県藤枝市上藪田118番地の26
破産者　氏家　博子
1　決定年月日　平成24年11月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第２２２号
滋賀県栗東市小柿５丁目６番１－Ａ104号、前住所滋賀県近江八幡市若宮町616番地３
破産者　奥　　新次
1　決定年月日　平成24年11月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大津地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第３４６号
滋賀県高島市新旭町熊野本1187－９、住民票上の住所京都市伏見区向島中島町105番地の40
破産者　アーチ印刷こと　片岡　謙治
1　決定年月日　平成24年11月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大津地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第８８２号
京都市伏見区石田桜木３番地　住宅公団醍醐石田団地３―108
破産者　小笹　倶茂
1　決定年月日　平成24年11月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２４年（フ）第１００５号
京都府八幡市男山八望２番地―Ｃ16―204
破産者　上垣　重紀
1　決定年月日　平成24年11月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第１４３４号
広島市中区舟入本町11番23―703号
破産者　腰　淳一郎
1　決定年月日　平成24年11月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第５４号
広島県安芸郡府中町浜田２丁目４番６号101
破産者　下條由美子
1　決定年月日　平成24年11月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第９０号
広島県呉市阿賀南３丁目10番12号
破産者　松岡　逸次
1　決定年月日　平成24年11月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所呉支部

平成２４年（フ）第２２４号
長崎県長崎市桜木町５番15号
破産者　住田　育美
1　決定年月日　平成24年11月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第１３５号
宮崎県宮崎市大島町馬場尻1899番地１
破産者　兒玉　教久
1　決定年月日　平成24年11月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
宮崎地方裁判所延岡支部

破産手続終結

平成２３年（フ）第３５７０号
北海道帯広市緑ケ丘２条通１丁目２番地12
破産者　小玉　尚美（旧姓須藤）
1　決定年月日　平成24年11月27日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第６０３号
北海道日高郡新ひだか町静内御幸町２丁目１番40号
破産者　株式会社マウス
1　決定年月日　平成24年11月27日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１６９８号
千葉県旭市萬力823番地３
破産者　鏑木　忠良
1　決定年月日　平成24年11月27日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２４年（フ）第５６６号
千葉県習志野市秋津２丁目６番１―103号
破産者　梶山　　嘉
1　決定年月日　平成24年11月27日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２４年（フ）第６８１号
千葉市花見川区三角町487番地の128
破産者　塚本　健三
1　決定年月日　平成24年11月27日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係